

非正規雇用労働者待遇改善支援センター

首相官邸を中心とする「働き方改革」は、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジで、中でも同一労働同一賃金は、格差の固定化を回避すべく最も重要な課題です。しかしこの実現は、中小・零細企業にとって容易ではありません。つまり、何をどうしたらよいかわからないのです。そこでこうした課題に取り組む中小・零細企業の皆様への支援として、栃木県社会保険労務士会は「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を開設しました。

こんな場合にご利用下さい。

- 同一労働同一賃金ってどういうこと？
- どういった例が違反になるの
- どういうものを整備すればいいの
- 具体的にどう取り組んだらいいかわからない
- その他非正規労働者全般に関すること



ご相談は無料です

社会保険労務士 が

電話、来所、訪問、メールによるご相談をお受けします

栃木県社会保険労務士会 非正規雇用労働者待遇改善支援センター

○センター相談会（栃木県社会保険労務士会会館内）
〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028-648-1700 FAX 028-647-2007

詳しくは裏面またはホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.tochigi-sr.jp/>

